

多様な子育てを支える支援

障害児通所支援について

問 市役所南館3階 発達支援課 TEL 072-620-1633

支援の種類

①児童発達支援

未就学の児童に日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援等、またはこれに併せて治療(※)を行う。(※旧医療型児童発達支援に限る)

②放課後等デイサービス

就学中の児童に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流促進等を行う。

③保育所等訪問支援

保育所等に通う児童に、その施設を訪問し、対象児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

④居宅訪問型児童発達支援

医療的ケアが必要な児童等で、通所支援を受けるための外出が困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援等を行う。

利用の手続きについて

左記支援の利用には、「通所受給者証」が必要です。申請に必要な書類のご提出と保護者との面接により、お子様の状況等を確認のうえ、ご利用の可否を判断させていただきます。また初回の申請時の面接はご予約が必要です。詳細については、発達支援課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。



通所支援事業所一覧

障害児通所支援の各事業所については、茨木市こども育成部発達支援課ホームページ内に一覧表を掲載しておりますので、ご確認ください。開所日時、支援内容等の詳細は事業所へお問い合わせください。



児童発達支援センター

児童発達支援センターは通所利用のこどもやその家族に対する支援を行うとともに、施設の専門性を活かし、地域の障害のあるこどもやその家族への相談、地域の事業所への援助・助言等を行う、地域の中核的な支援施設です。

名称	所在地 電話番号	開所日時	内容
児童発達支援センター	あけぼの学園 西穂積町8-11 TEL 072-627-6010 【地域支援・相談】 TEL 072-626-0105	月～金曜日 9:00～17:00	【毎日通園】 (対象)・3歳～就学前 - 発達に支援の必要性が認められること - 日々の通園が可能であること ●発達に支援の必要な幼児を対象に小集団のなかで、一人ひとりに合わせた支援を行い、成長・発達を促すことを目的としています。 ※通園バスによる幼児のみの単独通園が原則です。 【地域支援(保育所等訪問支援)】 (対象)・集団生活をしている(する予定の)児童 - 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他集団生活を営む場として地方自治体が認めたものに通っている(通う予定の)児童 ●訪問を通して集団生活がスムーズに送れるように、お子さんと訪問先スタッフへの支援を行います。 【相談支援事業】 基本相談支援、障害児相談支援を0～18歳未満を対象に行います。
	藍野療育園 東太田一丁目4-39 TEL 072-627-8471	月～金曜日 9:00～17:00	【通園部門】 (対象)・0歳～就学前 - 運動や知的、精神の発達に支援が必要であること、保護者同伴での通園、お子様のみでの通園も可能です。 ●保育やリハビリに限らず、給食や行事等を通して、将来的な地域での自立を目指した社会適応力を養います。また、医師、看護師等による医療ケアは常時対応しています。 【地域支援部門(保育所等訪問支援)】 (対象)・0～中学生まで - 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他集団生活を営む場として地方自治体が認めたものに通っている(通う予定の)児童 ●訪問を通して、集団生活をスムーズに送れるように、お子さんと訪問先スタッフへの支援を行います。 【相談支援事業】 基本相談支援、障害児相談支援、計画相談支援、地域相談支援を行います。

その他の発達が心配なお子さんとその家族をサポートする情報をまとめた冊子【支援の手引き～発達が気になるお子さんのために～】を作成しています。市ホームページからご覧いただけます。



多様な子育てを支える支援

大阪府吹田子ども家庭センター

問 TEL 06-6389-3526 FAX 06-6369-1736

こどもの発達に関する相談や、療育手帳の判定(18歳未満)を行っています。

住 所 吹田市出口町19-3

大阪府茨木保健所

問 TEL 072-624-4668

家庭訪問や相談

慢性疾病、身体障がいのあるお子さん(18歳未満)を対象に保健師が訪問や面接、電話での相談に応じています。

療育相談

予約制で、医師、心理判定員、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、保健師が療育についての個別相談をしています。

住 所 大住町8-11

障害のあるおこさまのための手当と助成

問 市役所南館2階 障害福祉課 TEL 072-620-1636

障害のある児童やその養育者に対する手当・医療費の支給を行っています。詳しくは▶P59～61「手当と医療費の助成」をご覧ください。

手帳の申請や各種の負担軽減措置など詳しいことは障害福祉課へお問い合わせください。冊子「障害者福祉のてびき」を窓口に用意しています。(市ホームページからもご覧いただけます。)

ひとり親家庭への手当など

児童扶養手当

問 市役所南館3階 こども政策課 TEL 072-620-1625

次のいずれかの状態にある18歳到達年度末日までの児童(一定の障害がある場合は20歳未満)のいる家庭の母・父または父母に代わって児童を養育している養育者に支給されます。ただし、国民年金(老齢福祉年金を除く)厚生年金、恩給などの公的年金の受給額が児童扶養手当の額より少ない場合、差額が支給されます。また、この制度には所得制限があります。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が一定の障害のある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑧ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

対象児童1人の手当の月額

全部支給 48,050円
一部支給 48,040円～11,340円

2人目以降手当の月額

全部支給 11,350円
一部支給 11,340円～5,680円

※申請に必要な書類は状況により異なるため、こども政策課までお問い合わせください。

ひとり親家庭への医療費の助成

ひとり親家庭医療費助成制度

問 市役所南館3階 こども政策課 TEL 072-620-1625

ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、医療費の一部を助成しています。

助成対象

ひとり親家庭(一定の障害のある父または母のいる家庭を含む)に属している18歳到達年度末日までの児童とその母・父及び養育者
※ただし、所得制限があります。

助成範囲

ひとり親家庭の入院・通院・訪問看護にかかる保険診療の患者負担額から一部自己負担金を除いた額(ただし高額療養費・附加給付金を差し引いた額)

※申請に必要な書類は状況により異なるため、こども政策課までお問い合わせください。

ひとり親家庭への生活・自立の支援

ひとり親家庭相談

問 市役所南館3階 こども政策課 TEL 072-620-1625

ひとり親自立支援員が、母子・父子・寡婦家庭(離婚前可)の不安や住まいのこと、生活のこと、子育てのこと、養育費、親子交流など生活全般の相談を受け付けています。

相談日 平日 9:00～16:30(面接は予約優先)

JR通勤定期乗車券の割引制度

問 市役所南館3階 こども政策課 TEL 072-620-1625

児童扶養手当を受給している世帯の世帯員が、通勤・塾・アルバイト等でJRの通勤定期券を購入する場合、3割引で購入できます。

※学生割引など他の割引制度と併用は不可。

必要なもの 児童扶養手当証書、本人の写真(縦2.5×横2cm、6か月以内に撮影)

日本万国博覧会記念公園内施設の 利用料特別割引制度

問 市役所南館3階 こども政策課 TEL 072-620-1625

入場料等の割引を利用することができます。

必要なもの 児童扶養手当証書または公的年金証書

※こども政策課で「証明書」の交付を受けず、児童扶養手当証書または公的年金証書を直接提示も可。

母子生活支援施設

問 市役所南館3階 こども政策課 TEL 072-620-1625

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務等を通じてその入所者を支援することを目的とする施設です。



母子・父子・寡婦福祉資金貸付

問 市役所南館3階 こども政策課 TEL 072-620-1625

ひとり親等が自立にむけて技能を習得するための資金、子どもを進学させるための資金(入学金、授業料)などにお困りの人への貸し付けを行っています。



ひとり親家庭等就業・自立支援センター

問 大阪府立母子・父子福祉センター
指定管理者(福)大阪府母子寡婦福祉連合会 TEL 06-6748-0263

生活相談・就業支援・講習会

専門の「相談員」が自立をサポート。生活相談から仕事の紹介まで一貫した就業自立支援を行っています。

- ・求職登録・就業相談・職業紹介
- ・情報提供・就職セミナー(採用選考に備えて)
- ・就業支援講習会(資格取得・スキルアップ)

相談日

月～土曜日(祝日・年末年始は除く)
10:00～16:00(面接相談の場合は要予約)

親子交流・養育費相談

相談日

月～土曜日(祝日・年末年始は除く)
10:00～15:00(面接相談の場合は要予約)

法律相談

弁護士による専門的な相談に応じます。
電話相談も可。無料。要予約。託児あり。

相談日

原則毎月第2土曜日と奇数月第4木曜日
13:00～15:00(来館は30分、電話は15分)

養育費・親子交流相談支援センター (こども家庭庁委託事業)

問 養育費・親子交流相談支援センター

TEL 03-3980-4108

TEL 0120-965-419(携帯電話不可)

養育費は子どもが生活するための費用です。取り決め方や請求の方法などの相談に応じます。

電話相談

月～金曜日 10:00～20:00(水曜日は除く)
水曜日 12:00～22:00
土曜日・祝日 10:00～18:00

メール相談 info@youikuhi.or.jp

※迷惑メール拒否設定をしている人は、受信可能な設定にしてください。

母子・父子家庭等自立支援給付金

問 市役所南館3階 こども政策課 TEL 072-620-1625

自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の父母で、市が承認した教育訓練給付講座を受講し、修了した場合、経費の一部を支給します。支給額等の詳細はこども政策課までお問い合わせください。



高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の父母で、就職に有利な資格を取得するために6か月以上の養成機関で修業する場合、生活の負担の軽減を図るため修業期間のうち4年間(准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は修業期間のうち5年間)を上限に、高等職業訓練促進給付金及び、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。支給金額等の詳細はこども政策課までお問い合わせください。

※いずれの事業も事前相談が必要です。



ひとり親のための法律相談(無料)

問 市役所南館3階 こども政策課 **TEL** 072-620-1625

離婚前の相談やひとり親家庭等が抱える様々な法律問題(子育て・生活・就業・DV・養育費の確保・親権・感謝料・財産分与のことなど)や残業代・給与等の未払いなどの労働問題等について、ひとり親家庭への支援に精通する弁護士へ法律相談ができます。



相談日 毎月第4火曜日

13:00~16:00(先着6人、各回30分)

申込方法 電話またはメール、いばライフにて要予約

E-mail kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

養育費確保等支援事業補助金

問 市役所南館3階 こども政策課 **TEL** 072-620-1625

離婚後の児童扶養手当受給者等の確実な養育費の受け取りを支援するため、養育費の取り決めに係る公正証書等の作成費用や、養育費保証契約に係る保証料を補助します。



ひとり親家庭学び直し支援事業

問 市役所南館3階 こども政策課 **TEL** 072-620-1625

ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、高度な知識や実践的なスキルを獲得してキャリアアップ等を目指すために学士号等を取得する場合その費用の一部を支給します。

支給額等詳細は、こども政策課にお問い合わせください。



多様な子育てを支える支援

かげえのクイズ

もんだい かげとおなじかたちのくるまをさがしてみよう!



いばみこ



1



2



3



4

団体等への支援

出前型一時保育

問 業務委託先(株)明日香 TEL 06-6155-7755

茨木市立こども支援センターに登録している団体が主催する講座や事業において一時保育を実施する場合、保育士等を派遣します。

利用条件 茨木市立こども支援センターに事前に団体の登録が必要です



利用日時 月～金曜日 9:00～17:00
(祝日・12月28日から1月4日は除く)

利用時間 1回につき2時間以内

利用回数 各登録団体 年間4回まで

派遣先 公民館、いのち・愛・ゆめセンター、コミュニティセンター、上中条青少年センター、市民総合センター、男女共生センターローズWAM、生涯学習センターきらめき

対象年齢 講座等に参加する保護者が養育する1歳から就学前までのこども

利用人数 15人以内

利用料 一人当たり 60分まで100円、90分まで150円、120分まで 200円

団体登録 ホームページ等から電子登録申請
※市外の団体、営利・宗教・政治活動目的の団体は対象外となります

利用申し込み 7日前までにホームページ等から電子利用申請
※利用申請の前に団体登録、仮予約が必要です。

おにクルイベント保育

問 一時保育スマイル TEL 072-622-5564

おにクル内で行われるイベント開催時に主催団体を対象に一時保育を実施します。

利用条件 茨木市立こども支援センターに事前に団体の登録が必要です



利用日時 9:00～17:00(おにクル休館日除く)

利用時間 1回につき2時間以内

利用回数 各登録団体 1日1回 月5回まで

対象年齢 講座等に参加する保護者が養育する1歳から就学前までのこども

利用人数 15人以内

利用料 一人当たり 60分まで100円、90分まで150円、120分まで 200円

団体登録 ホームページ等から電子登録申請
※営利・宗教・政治活動目的の団体は対象外となります

利用申込 7日前までにホームページ等から電子利用申請
※利用申請の前に団体登録、仮予約が必要です。

● 出前型一時保育とおにクルイベント保育の団体登録は共通です。

なかまわけのクイズ

もんだい ちがうなかまをさがしてみよう!



1



2



3



4



5

(イラスト)S:アヲコ

おもちゃの貸出

問 こども支援センター TEL 072-624-9301

対 象 就学前のこどもとその保護者を支援する市内在住者で構成され、かつ、市内に拠点を置き活動する団体。

貸出個数 1回につき3種まで。
こどもの参加者20人以上は5種まで。

貸出期間 最長で3泊4日

貸出・返却 月～金曜日(おにクル休館日は除く)
10:00～16:00

利用できる場所 集会所・公民館・コミュニティセンター等

利用料 無料

利用申込 貸出日の3日前まで(窓口・電子申請)

※おもちゃの種類は、茨木市ホームページ(右図読み取り)から見る
ことができます。



※貸出中の場合があります。事前に
電話で確認(仮予約)し、電子申請(ロゴフォー
ム)で予約をしてください。

※運搬は利用者でお願いします。

いばらっきーちゃん 画像の使用・着ぐるみの貸出

問 こども支援センター TEL 072-624-9301

子育て応援キャラクター「いばらっきーちゃん」の画像の使用及び着ぐるみの貸出を行います。
使用及び貸出には申請が必要です。
詳しくはお問い合わせください。



多様な子育てを支える支援

なかまわけのクイズ

もんだい ちがうなかまをさがしてみよう!



1



2



3



4



5

(>コ)18)2:(2)コ